

講 義 概 要

テーマ 国際的な化学品管理の動向 海外法規制と業界の取り組み

講 師 一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 一鬼 勉 氏

纏め 日本工作油株式会社 日高 典子

【1. 各国の化学品規制動向】

- 1) 2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」において化学物質管理に関する長期目標が設定された。各国は2020年までに化学物質の製造と使用による人健康と環境への悪影響を最小化することに合意し、その目標に向けて法規制を大きく修正し始めている。
- 2) 欧州では、各国に先駆けてREACHと呼ばれる新たな法規制を制定し、新規化学物質だけでなく既存化学物質を含む全ての化学品についてサプライチェーン全体での法規制対象化を行なった。このことにより従来の化学品管理の概念は大きく変化して行った。
- 3) アジア各国もWSSD目標に向けて近年急速に化学品管理の法整備を進展させている。日本では2009年に化審法改正を行い、既存化学物質規制まで包含した化学物質登録制度を法制化した。東アジア各国も制度化が進展しているが、東南アジアにおいては未だ制度や管理に不十分な部分もあるなど、現在のところ各国で進展の状況には温度差がある。また、直近の課題としては、国連によって導入勧告のなされている、国際的に統一されたルールに従って化学品の危険性・有害性の種類と程度を分類し、その情報をわかりやすくラベル表示やMSDSにより情報提供する取り組みであるGHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）のアジア全体での対応である。今後は各国での法制度の整備・運用だけでなく、人材・情報・施設等の基盤支援を各国のレベルに合わせて行なうことが必要である。
- 4) 米国では有害物質規制（TSCA）の改正に向け、昨年からの法案が提出され法改正が具体的に動き出している。

【2. 日化協の取り組みと日本企業の対応】

- 1) 日化協はICCA（国際化学工業協会協議会）の日本代表メンバーとして、環境問題・化学品安全・地球温暖化対策等の世界の化学企業・工業会に共通する諸課題の解決に自主的に取り組んでいる。化学品規制に関しては、“REACH、化審法、TSCA、GHS、アジア法規制”等の重要テーマに関してタスクフォース（TF）、ワーキンググループ（WG）を設置し、組織的な対応を行なっている。
- 2) 日本の化学企業が事業のグローバル化の中で持続的発展をする為にはいまや化学品管理の進展が不可欠である。事業者の対応領域は大幅に拡大し負担も増大しているが、今後もこの動きに対応すべく化学品管理の強化が求められる。

以上